

# 有料職業紹介手数料に関する覚書

(以下「甲」という)と 株式会社 つなぐ(以下「乙」

という)は、乙から甲へ紹介された採用者に関し以下の手数料に関し覚書を締結する。

## 第1条 (手数料の額)

### 1. 【職業紹介サービス】 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合

甲は当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 5 万を、甲と求職者間で賃金契約締結時直ちに乙より請求書を発行し翌月末日支払いにて乙に支払う。 2.

### 【職業紹介の付加サービス】

上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合については別途協議とする。 3.

### 【返戻金制度に関する事項】

乙は紹介者が入社後 3 ヶ月未満で本人都合による退職により、甲との雇用契約を終了した場合、甲乙協議の上乙が受領した紹介手数料から以下に定める金額を甲に返還する。

- ・入社後 1 ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 80%
- ・入社後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 30%
- ・入社後 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満に退職した場合、紹介料の 20%

但し甲と求職者との処遇及び労働条件が採用決定時と異なることが起因の場合はこの限りではない。

4. 上記すべての価格に対する消費税は含まれていないため請求時に別途消費税を加算するものとする。

## 第2条 (採用者情報)

乙が甲に紹介する人材は履歴書において確認することとする。

## 第3条 (協議事項)

前各条に定めない事項に関しては、必要に応じて甲乙誠意をもって協議の上別途定める。

以上締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙各自記名捺印の上各 1 通宛これを保有する。

年 月 日

(甲)

(乙)

812-0053 福岡市東区原田1-47-20 1

03号

株式会社 つなぐ

代表取締役タオ・ジウ・フォン

有料職業紹介事業許可書 般 40-ユ-301332

許可年令和5年1月1日